

ご使用になる前にお読みください

取扱説明書

家庭用小型合併処理浄化槽 フジヨシ浄化槽 FCK型

- このたびは、フジヨシ浄化槽FCK型をお買いあげいただき、誠にありがとうございました。
- この「取扱説明書」をよくお読みになり、正しくご使用してください。
- お読みになった後は、いつでも使用できるように大切に保管してください。

目次

1. 安全のために必ずお守りください	1
2. フジヨシ浄化槽FCK型のしくみ	3
3. ご使用に際しての注意事項	5
4. 一般的留意事項	6
5. 維持管理と法定検査について	7
6. アフターサービスについて	8



注意

取扱説明書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽を使用する前に必ずお読みになり、よく理解してください。

藤吉工業株式会社

●初めに次のことをご確認ください。

1. 保証書に所定の記載事項が記載されていますか？

保証書はこの冊子と同封されています。保証書がお手元がない場合、あっても所定の記載事項が記載されていない場合は、お買い上げの販売・施工会社にご連絡ください。

2. 浄化槽の申請手続きはお済みですか？

浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届け出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して許可を得てください。

3. 維持管理会社とのご契約はお済みですか？



浄化槽法により、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃）を行うことが義務づけられていますので、専門知識と技術を持った専門業者に委託してください。詳しくは、お買い上げの販売・施工会社または弊社営業所にご相談ください。

1. 安全のために必ずお守りください

<シンボルマークの説明>

ここに示した注意事項は、浄化槽を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。また、注意事項は、危害や損害の大きさと切迫の度合いを明らかにするために、誤った取り扱いをすると生じることが想定される内容を「警告」「注意」の2つに区分しています。しかし「注意」の欄に記載した内容でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

本書では、以下に示すシンボルマークを使っています。

	警告		注意
この表示の警告内容を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。		この表示の注意内容を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う危険および物的損害*の発生が想定される内容を示します。	

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

浄化槽を使用される人は、次の警告・注意事項を守らないと事故の生ずるおそれがあります。

浄化槽をご使用前に、この「使用上の注意」をお読みのうえ正しくお使い下さい。

使用上の注意

警告 1) 消毒剤による発火・爆発・有毒ガス事故防止

①消毒剤は強力な酸化剤です。

消毒剤には、有機系の塩素剤と無機系の塩素剤の2種類があります。これらを一緒に薬剤筒に入れしないでください。

②消毒剤の取扱いに際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネなどの保護具を必ず着用してください。

③消毒剤を廃棄する場合は、販売店などにお問い合わせください。

発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はごみ箱やごみ捨て場に絶対に捨てないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあり、また、これらにより傷害を生ずるおそれがあります。

警告 2) 感電・発火事故防止

①ブロワのカバー・制御盤の扉は、開けないでください。

②ブロワ・制御盤の近く（50cm以内）には、ものを置かないでください。

③電源コードの上には、ものを置かないでください。

④電源プラグは、ほこりが付着しやすいので、1年に1回以上は清掃してください。

⑤ブロワ・ポンプ・制御盤などの電気機器が故障した場合は、維持管理業者または専門の工事業者に連絡し、修理をしてください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。

注意 3) マンホール・点検口等からの転落・傷害事故防止

①マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。

②マンホール・点検口の蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに置き替えてください。

③マンホール・点検口の蓋には、子供にさわらせないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

注意 4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

①通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。

車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

2. フジヨシ浄化槽 FCK型のしくみ

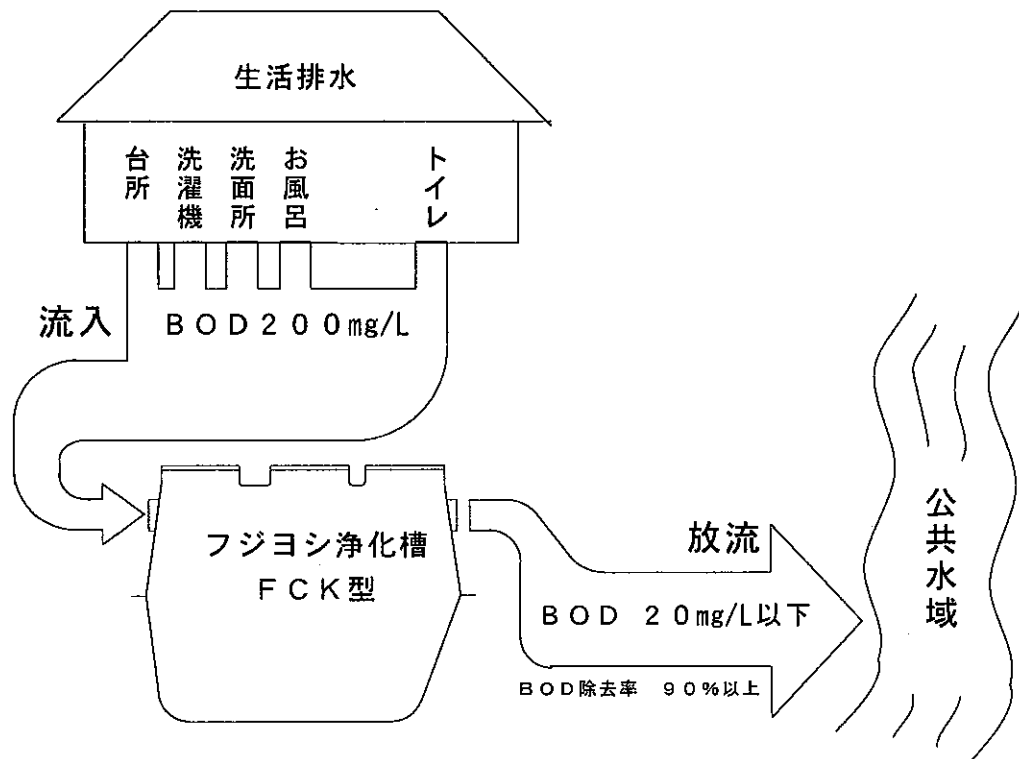
2-1. フジヨシ浄化槽 FCK型とは

フジヨシ浄化槽 FCK型はトイレ、浴室（お風呂）、洗面所、台所などから排出される生活排水をきれいに浄化処理する合併処理浄化槽です。

2-2. 処理性能について

フジヨシ浄化槽 FCK型は適正な使用状態において流入水 BOD 200 mg/L の生活排水を BOD 20 mg/L 以下に処理します。

BODは「Biochemical Oxygen Demand」の略で生物化学的酸素要求量のことを示します。これは汚水中の有機物（汚れ）が好気性微生物によって分解されるのに必要な酸素量を mg/L で表したもので、この値が大きいほど水が汚れていることになります。



■計画汚水量

型 式	FCK-5	FCK-7	FCK-10
処理対象人員 (人)	5	7	10
1日当たりの平均 処理汚水量 (m ³ /日)	1.0	1.4	2.0

2-3. 各部の名称とその働き

② 夾雑物除去槽

流入水中の大きな夾雑物、固形物、油脂を分離し汚泥を貯留する。上部は流量調整部になっているため、槽内の固液分離された上層水を、エアリフトポンプにより担体流動槽へ移送する。

⑧ 流調用エアリフトポンプ

流量調整部に一時貯留された汚水を、担体流動槽へ水量調整し移送する。

⑨ 循環用エアリフトポンプ

接触ばっ気槽内の剥離汚泥および硝化された混合水を、ばっ気汚泥貯留槽へ移送する。

① 流量調整部

水位変動させることにより、流入水を一時貯留する容量を確保し、さらに担体流動槽への移送水をエアリフトポンプにより水量調整し移送することにより、流量調整を行う。

④ 担体流動槽

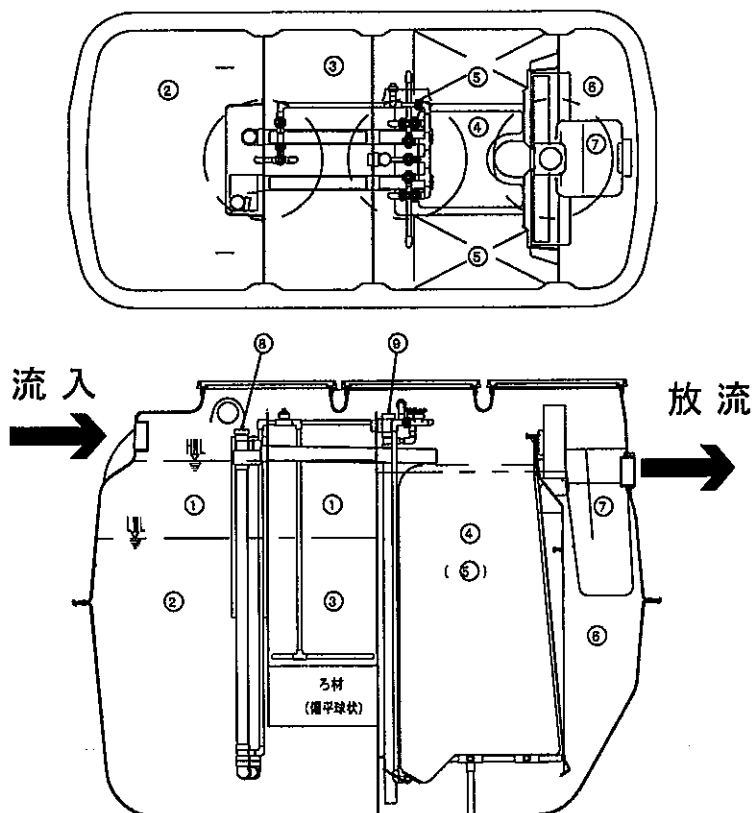
担体流動槽には骨格様円筒状担体が充填されており、ばっ気を行うことにより汚水が好気性処理される。

⑤ 接触ばっ気槽

接触ばっ気槽には接触材が充填されており、ばっ気攪拌を行うことにより汚水が好気性処理される。発生した剥離汚泥はエアリフトポンプによりばっ気汚泥貯留槽へ常時移送する。

③ ばっ気汚泥貯留槽

槽水深中央より下部にろ材を充填する。ろ材より上部に散気管を設け、常時ばっ気する事により好氣的雰囲気にし、槽内の汚泥発生量を抑制する。ろ材より下部は汚泥貯留部とし、汚泥を貯留しさらに嫌気性分解させる。上部は流量調整部になっているため水面は上下に変動する。



⑥ 沈殿槽

接触ばっ気槽から移送した処理水中の浮遊物質を沈殿分離し、清澄な上澄水を得るとともに分離された汚泥を接触ばっ気槽へ返送する。

⑦ 消毒槽

消毒剤により処理水を消毒し、放流する。

3. ご使用に際しての注意事項

浄化槽は微生物の働きによって機能しています。このため浄化槽の機能を正常に維持できるように、下記に示す注意事項をよくお読みになり、快適な状態でご使用ください。

- ⚠ 注意** 1) 洗濯時には次のような心遣いをお願いします。
- 洗剤は適量を使用してください。余分に使っても水を汚すだけでムダになります。また漂白剤も適正量使用し、使用後は十分に水を流してください。
- これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。
- ⚠ 注意** 2) 台所の油分は流さないでください。
- 台所から出る使用済みの油は、水に流さないで紙などに吸わせてゴミと一緒に出すようにしてください。鍋や皿の油汚れは紙で拭ってから洗ってください。さらに、流しの三角コーナーなどには、ろ紙袋をかぶせて油分がなるべく流れ出ないようにしてください。
 - 殺虫剤、防臭剤、洗剤、防腐剤など、浄化槽の正常な機能を妨げるものを混入させないでください。
- これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。
- ⚠ 注意** 3) 紙おむつや衛生用品などは流さないでください。
- 紙おむつや衛生用品などは水に溶けません。浄化槽の正常な機能を妨げるものは混入させないでください。
- これらの注意を怠ると、流入配管や浄化槽の閉塞の生ずるおそれがあります。
- ⚠ 注意** 4) ブロワおよび制御ボックスの電源は切らないでください。(制御ボックスがあるのは原水ポンプ槽が付く場合だけです。)
- 浄化槽内の微生物(バクテリア)は、常にブロワからの空気が必要です。また、エアリフトポンプにも空気の供給が必要です。空気が供給されないと処理が適正に行われなくなり、臭気が発生します。
 - タイマー内蔵ブロワには、設定内容を記憶する電池が内蔵されていますが、長期間電源を切ると電池寿命が短くなります。このため旅行などで長期不在のときも絶対に電源は切らないでください。
- これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。
- ⚠ 注意** 5) その他
- トイレトーパーは水に溶けやすい専用の紙を適量に使用してください。水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。閉塞の原因になります。
 - 便器の洗浄には中性の洗剤を適度に使用し、強酸・強アルカリ・塩素などの薬品を使用しないでください。
 - カビ落し剤は適度に使用し、使用後は多めの水で流してください。多量に使用すると浄化槽内の微生物が死滅することがあるので注意してください。
 - 浄化槽の上に植木鉢や物干し台などの物を置かないようにしてください(保守点検、清掃が困難になります)。
 - 床用のワックスや、機械油などを浄化槽に流し込まないでください。

4. 一般的留意事項

- 1) 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法等で規定されていますので、ご協力ください。
 - ①し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
 - ②殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないこと。
 - ③し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽（合併処理浄化槽）にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
 - ④電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
 - ⑤浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
 - ⑥浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。（駐車場仕様で特殊工事の行われた場合を除く。）
 - ⑦ブロワの開口部をふさがないこと。
 - ⑧浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

- 2) 浄化槽法では浄化槽が正常な機能を維持するために、定期的に浄化槽の保守点検や清掃を行うことが義務づけられています。そしてこれらの作業には、専門的知識や器具が必要ですので、登録を行った保守点検会社及び許可を受けた清掃会社と委託契約を結んでください。

- 3) 浄化槽には保守点検・清掃の他、~~環境大臣~~^{知事}又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられています。この法定検査には、浄化槽の使用開始³ヵ月を経過した日から⁵ヵ月以内に行う水質検査と、毎年1回定期的に行う定期検査があります。

水質検査に係わる手続きは浄化槽工事会社（施工会社）に、定期検査に係わる手続きは維持管理会社（保守点検会社、清掃会社）に委託することができます。

- 4) ブロワなどから異常な騒音・振動が発生したり、また、悪臭などでお困りのときは、維持管理会社または浄化槽工事会社（施工会社）にご相談ください。

5. 維持管理と法定検査について

浄化槽がその機能を正常に保つことにより所定の放流水質を維持して行くには、浄化槽の保守点検や清掃などが適切に実施されていることがきわめて大切です。このため浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、定期的に保守点検と清掃をすること、そして法定検査を受ける事が浄化槽法によって定められています。

5-1. 保守点検と清掃

維持管理は、保守点検と清掃に区分されています。保守点検と清掃には専門的知識や器具が必要ですので登録を行った保守点検会社及び許可を受けた清掃会社と委託契約を結んでください。

■維持管理時期または頻度

項 目	時 期 または 頻 度
保 守 点 検	・ 浄化槽の使用開始直前 使用開始後は4カ月に1回以上
清 掃	・ 1年に1回以上

保守点検と清掃の内容は、弊社の維持管理要領書をご覧ください。

5-2. 法定検査

浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、保守点検と清掃とは別に、環境大臣又は都道府県^{知事}の指定する指定検査機関により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられています。

この法定検査には次のように浄化槽法第7条に基づいて使用開始の際に行う水質検査（7条検査）と、浄化槽法第11条に基づいてその後毎年受ける定期検査（11条検査）があります。

水質検査に係わる手続きは浄化槽工事会社（施工会社）に、定期検査に係わる手続きは維持管理会社（保守点検会社、清掃会社）に委託することができます。

■法定検査の内容

項 目	時 期 または 頻 度	目 的
水質検査 (7条検査)	使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間	浄化槽が適正に設置され、正常な機能を果たしているかどうかを早い時期に確認するために行う。
定期検査 (11条検査)	毎年1回実施	保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを判断するために行う。

6. アフターサービスについて

6-1. 保証期間と保証の範囲

1) 保証期間

- (1) 槽本体：使用開始日より3ヵ年
- (2) ブロウ：使用開始日より1ヵ年

2) 保証の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが製造上の責任に依って構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償と致します。

- (1) 消耗部品（消毒剤、ブロウのピストン、弁など）
- (2) 適切な維持管理契約がなされていない時
- (3) 適切な工事がなされていない時
- (4) 改造や不適切な修理による故障または損傷
- (5) ブロウ・放流ポンプ等の駆動部、配管などの取付場所の移動等による故障または損傷
- (6) 重車両の通行・振動による故障または破損
- (7) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
- (8) その他取扱いが不適當であった場合

※ブロウのフィルターエレメントや、ピストンなどは消耗品になります。

3) 保証期間後のサービス

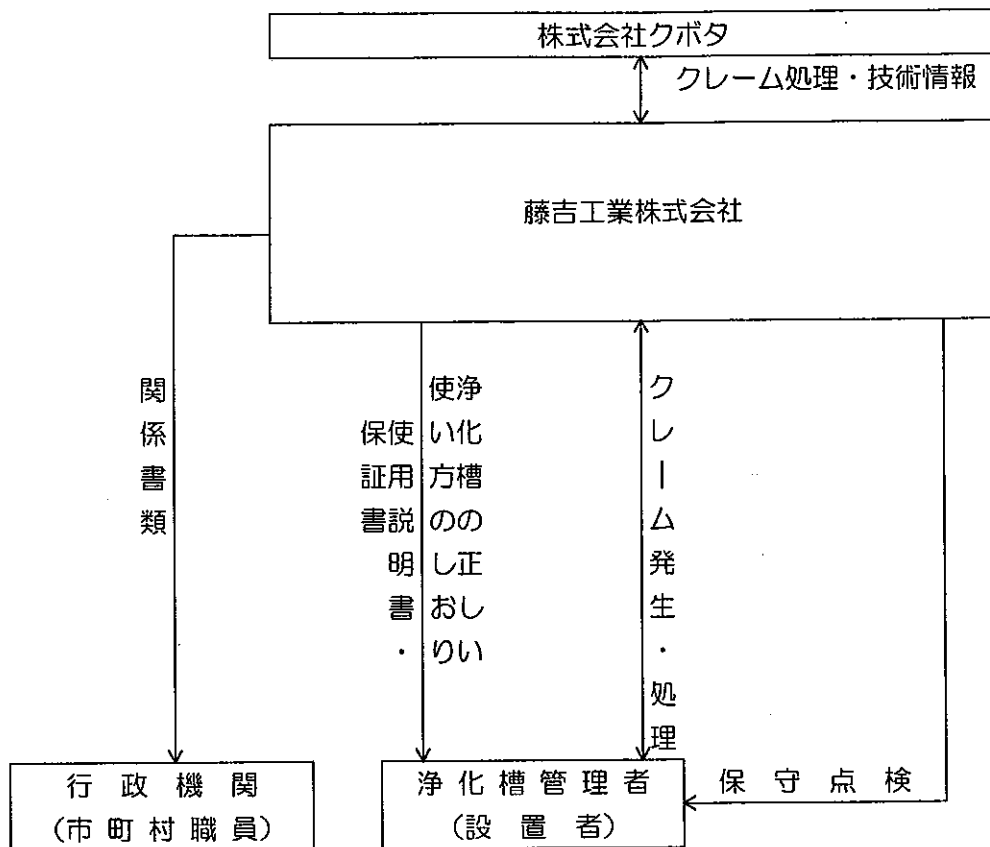
保証期間後の故障で、弊社の責任と認められた場合は無償で修理します。他の場合は有償とします。

6-2. 定期交換部品

性能を維持するため、下記の部品は定期的に交換または補充するようになります。

場所	部品名	頻度（目安）
ブロウ定期交換部品	フィルター	1年に1回交換
	ピストン	2年に1回交換
	ダイヤフラム	1年に1回交換
浄化槽	消毒剤	必要なつど補充

6-3. サービス体制



「メ モ」

A large rectangular box with a solid border, containing 20 horizontal dashed lines for writing. The lines are evenly spaced and extend across the width of the box.

☆施工される方へ

必ず施主さまにお渡し下さい

★施主様へ

ご使用前に必ずお読み下さい

お問い合わせ、ご相談は最寄りの窓口へご連絡ください。

藤吉工業株式会社

本社 / 〒453-0801 名古屋市中村区太閤四丁目2番8号

TEL (052) 451-8261 FAX (052) 451-2373

2006年4月初版